

## 声明

### 保険証廃止法案は撤回し現行の保険証は存続させるべき

現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することを含んだ「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法案（マイナンバー法等一部改正法案）」が6月2日、参議院本会議で可決・成立した。

マイナンバーカードの健康保険証利用が始まっている中、様々なトラブルが報告されている。保団連や保険医協会のアンケートでも、オンライン資格確認を導入した6割～7割近い医療機関でトラブルを経験していることが明らかになった。制度の周知が不十分で、マイナンバーカードを持てば保険への加入手続きをしなくても保険証として利用できると勘違いし、退職後に国民健康保険の加入手続きをしないまま受診した患者もいた。

このような状況であるにも関わらず、政府は来年秋の健康保険証廃止方針は変更しない考えを示した。

現行の「健康保険証」は国や保険者に発行義務が課せられており、それにより、「いつでも」「どこでも」必要なときに保険診療が受けられる仕組みになっている。一方、マイナンバーカードの作成は任意であるが、5年毎の申請による更新が必要となり、カードを持たない人は資格確認書を毎年申請し発行を求めなければならない。いずれも申請主義である点が問題であり、手続きをしないと無保険状態になる可能性すらある。特に、認知症等を含む高齢者や施設入所者、障がい者には高いハードルだ。

認知症患者数は2025年には700万人になると言われ、軽度認知障害(MCI:Mild Cognitive Impairment)と合わせると、その数は1000万人を超えると思われる。

このような状況で現行の保険証を廃止し、「健康保険証の交付義務」から「申請主義」に転換することは、国民皆保険制度の根幹を揺るがし、患者・国民に大きな不利益をもたらす。

政府は「丁寧な説明をする」というが一向に国民が納得できる説明がされていない。国民の不安の声に耳を傾け、一度立ち止まる必要がある。いつでもどこでもだれでも安心して医療を受けられるように、保険証廃止法案は撤回し現行の保険証は存続させるべきである。

2023年6月29日  
長野県保険医協会 理事会